

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度における受験資格の暫定措置に関する細則

第1条 総則

日本プライド・セラピューティクス学会（以下、本学会と略記）科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度（以下、認定指導者制度と略記）の実施にあたり、その円滑な運営を図るために、受験資格の認定については以下に定める暫定措置を講ずる。

第2条 本措置の運営

本措置の運営は、本学会理事会がこれを行う。

第3条 暫定措置による認定要件

認定指導者の認定を申請するものは、次の各項の条件うち全てを満たすものであることを要する。

- (1) 日本国の薬剤師免許または医師免許を有し、薬剤師または医師として優れた人格と見識を備えていること。業務経験は問わない。
- (2) 申請時において本学会正会員であり、かつ会費を完納していること。
- (3) 理事会が適格と認めた者

第4条 認定指導者の認定申請

認定指導者の認定を申請するものは、申請に必要な以下の書類を提出すること。

- (1) 認定指導者申請書（暫定措置申請書）

第5条 審査方法

申請書類による審査を行い、筆記試験は免除とする。

第6条 暫定措置による認定指導者の認定人数

暫定措置として認定する認定指導者は10名までとする。

付則

本細則は平成26年10月1日を以って発効し、改正は理事会の議を経なければならない。

本細則は2年間の暫定措置の終了を以て廃止される。

平成26年8月3日 制定

平成27年10月16日 改訂